「くらしの消費生活情報」

訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルをはじめ、心当たりのない請求、借金問題等に　関する相談を受け付けています。

契約中の大手電力会社の代理店を名乗る人が突然訪問し、電気代が安くなるので、電気の検針票を見せてほしいと言われ、理解できないまま申込書に署名し、供給地点特定番号を書いてしまった。内容がよく分からないので解約したい」

・電気の契約を切り替えると電気代が安くなると勧誘されても、料金プランや算

　定方法などをしっかり説明してもらい、自分に合っているかよく検討することが

　大切です。

 ・大手電力会社などを名乗るケースがみられます。実際の契約先はどこになるのか、

事業者名や連絡先をよく確認しましょう。

・電力会社等は、検針票に記載されている顧客番号や供給地点特定番号などにより

　契約を行っています。記載情報を元に勝手に契約を切り替えられるケースもあるた

め、安易に教えないようにしましょう。

・不審に思ったり困ったりしたときは、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談く

ださい。

■消費者ホットライン

ＴＥＬ(局番なし)１８８　※お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。なお、日曜、祝日の１０：００～１６：００は国民生活センターの相談窓口につながります。

■問／県民生活相談センター

月～金曜日　８：３０～１７：００

土曜日　９:００～１７：００（電話相談のみ）

ＴＥＬ　０５８－２７７－１００３

　ＦＡＸ　０５８－２７７－１００５

※Ｗｅｂ検索＝岐阜県消費者の窓